

第3回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和3年10月6日（水） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公 益 委 員 : 2人 (欠席1人)
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使ともに同席の下、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 必要性なしとなった場合、産業全体のイメージ悪化が危惧され、そうなれば人材確保は困難である。現在雇用している優秀な労働者を離職させない観点からも必要性はありと考えている。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 各種商品小売業が一番コロナ禍の影響を受けている業種だと思っており、雇用調整助成金を受給しながらなんとかリストラせずに経営しているのが実態であるため必要性はなしと考えている。

(2) 労使協議での歩み寄り難しいと判断されるため公益が必要性の有無について検討し、必要性ありとの提案に労使双方が賛成した。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

5 配付資料

- ・岡山県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・岡山県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）（案）